

## 『チーム学校の教師論』追記

本文のわかりにくい箇所について、次のとおり追加して説明します。

(1)本書二六四頁の給与法の説明について、「こうした法律や条例では教員が対象とされていないことである。」とある箇所について補足説明をします。本書七七頁などで説明している地方公務員法(昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十二)第二十四条第六項の規定により「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」(現在は第二十四条第五項)とあることにより、地方公務員である教員、つまり公立学校の教員について、当時から地方自治体で条例が制定されて給与の支払い等の根拠となっていました。

(2)本書二六六～二六七頁の「超勤四項目」の「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」(平成十五年十二月三日政令第四百八十四号)は、第一項に教育職員に対して「原則として時間外勤務を命じないものとする。」を趣旨としており、「超勤四項目」に該当するものでも同時に臨時や緊急のやむを得ない場合のみに勤務を命じるという条件を満たす必要がある、こうした「歯止め処置」の存在が重要となります。このことについて、藤川伸治氏(NPO法人「共育の杜」理事長)からご教示をいただいたことに感謝申し上げます。

二〇二二年八月五日

高橋陽一